

山口県報

平成20年
4月30日
(水曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十九号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）」を「法人」に改め、同項第三号中「法人等」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」に改める。

第十六条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第二十四条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第四項に規定するものを除く。）」を削り、同条第三項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第四項中「含む」の下に「。以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「第八条第二項第一号、第十六条及びこの節の」に改める。

第三十五条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

法人の区分	税率
<p>一 次に掲げる法人 イ 法人税法第二十五条の公共法人及び第二十四条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもので、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業（施行令第七条の四に規定する事業をいう。）を行うもの（以下この表において同じ。）を除外するもの ハ 人格のない社団等 九 一般社団法人（非営利型法人をいう。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） 十 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） 十一 資本等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。） 十二 資本等の額が千円以下であるもの 十三 資本等の額が千円以下であるもの 十四 資本等の額が千円以下であるもの 十五 資本等の額を有する法人で資本等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの 十六 資本等の額を有する法人で資本等の額が五十億円を超えるもの</p>	<p>年額 二万円</p>
<p>三 資本等の額を有する法人で資本等の額が一億円を超え十億円以下であるもの</p>	<p>年額 十三万円</p>
<p>四 資本等の額を有する法人で資本等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの</p>	<p>年額 五十四万円</p>
<p>五 資本等の額を有する法人で資本等の額が五十億円を超えるもの</p>	<p>年額 八十万円</p>

第三十五条第二項中「若しくは第四号」を削る。
 第三十六条及び第三十七条（各条の見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。
 第三十八条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「当該法人等」を「当該法人」に改め、同条第三号を削る。
 第四十六条第一項第三号、第四号及び第五号中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十四条第二項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第三十六条の二の二」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第六十二条の二中「第七十三条の二第八項」を「第七十三条の二第七項」に改める。

附則第五条の四第三項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町民税に関する申告書」を「市町民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合（）」の下に「県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるとき及び」を加える。

附則第七条の四の二中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「又は第三項本文」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改める。

附則第九条の五第一項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。第五項において同じ。）」、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）」に改め、「及び第五項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「施行規則で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保

安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に改め、同条第五項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第九条の第五八項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、

「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十年山口県条例第二十九号。以下この条において「平成二十年改正条例」という。）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年改正条例の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年改正条例の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第十二条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

(狩猟税の税率の特例)

第十三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第二百二十七条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第十七条の第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の第十四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる金額(同項の規定により同条第一項)」を「交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七条の十第一項)」に改める。

附則第十七条の三第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「。第七項において同じ」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十七条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第十七条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第十七条の三第六項及び第七項を削る。

附則第十七条の四の三第三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十九条の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「法人等」の下に「(法人及び第二十四条第四項において法人とみなされたものをいう。次項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)附則第十七条の第三第六項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第二十九号)の公布の日前」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは、「同法第二十九条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)」とする。

4 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における改正後の条例附則第十七条の三第四項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第十七条の二の三第一項の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは「附則第十七条の二第二項」と、「とする」とあるのは「と、附則第十七条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十七条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第十七条の二第一項前段」とする」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 改正前の条例第二十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第三十五条の規定(同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(以下「改正前の地方税法」という。)第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九

年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

8 施行日から平成二十年十一月三十日までの間における改正後の条例第三十五条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「
 八 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二十九条の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
 二 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本の額又は出資金の額を有しな
 いもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）
 ホ 資本等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で
 資本等の額が千万円以下であるもの」

とあるのは、

「
 八 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本の額又は出資金の額を有しな
 いもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）
 二 資本等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び八に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で
 資本等の額が千万円以下であるもの」

とする。

（事業税に関する経過措置）

9 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

10 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

11 改正後の条例第五十四条第二項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた改正前の条例第五十四条第二項の規定による家屋の新築後最初に

行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は改正前の地方税法第七十三条の二第二項に規定する政令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

12 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

13 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車取得税については、なお従前の例による。

14 改正後の条例附則第十一条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

15 改正後の条例附則第十二条第二項の規定は、適用日以後に山口県税賦課徴収条例第八十条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭酸化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭酸化水素油の販売、同条第五項の炭酸化水素油の消費若しくは同条第六項の八条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

16 改正後の条例附則第十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部改正)

17 森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例(平成十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「若しくは第四号」を削り、「法人等の県民税」を「法人の県民税」に、

「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	加算する額
<p>一 次に掲げる法人 イ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び山口県税賦課徴収条例第二十四条第三項に規定する公益法人等のうち、地方税法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業（地方税法施行令（昭和二十五年政令第百四十五号）第七条の四に規定する事業をいう。以下同じ。）を行うものを除く。） ロ 山口県税賦課徴収条例第二十四条第四項の人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千円以下であるもの</p>	<p>年額 千円</p>
<p>二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を 超え一億円以下であるもの</p>	<p>年額 二千五百円</p>
<p>三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を 超え十億円以下であるもの</p>	<p>年額 六千五百円</p>
<p>四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を 超え五十億円以下であるもの</p>	<p>年額 二万七千円</p>
<p>五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円 を超えるもの</p>	<p>年額 四万円</p>

（森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

18 前項の規定による改正後の森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（以下「改正後の特例条例」という。）第三

条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、改正前の地方税法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

19 施行日から平成二十年十一月三十日までの間における改正後の特例条例第三条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

<p>八 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>二 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ）及び口に掲げる法人を除く。）</p> <p>二 資本等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び八に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの</p>	<p>八 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>二 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ）及び口に掲げる法人を除く。）</p> <p>二 資本等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び八に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの</p>
---	---

とあるのは、

とする。

平成二十一年四月三十日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）